

平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

鳥取大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	20
基準6 学習成果	32
基準7 施設・設備及び学生支援	34
基準8 教育の内部質保証システム	39
基準9 財務基盤及び管理運営	42
基準10 教育情報等の公表	47
<参 考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘一	大妻女子大学長
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

◎ 荻上 紘一	大妻女子大学長
○ 片峰 茂	長崎大学長
川口 昭彦	大学評価・学位授与機構顧問
○ 近藤 浩二	香川大学名誉教授
○ 榎 佳之	前 豊橋技術科学大学長
清水 睦美	日本女子大学教授
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
千田 隆	広島大学教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
○ 入野 修	前 福島大学長
野嶋 佐由美	高知県立大学副学長
野中 和明	九州大学教授
浜名 恵美	筑波大学外国語センター長
平岡 真寛	京都大学教授
宮井 清暢	富山大学教授
湯川 嘉津美	上智大学教授
渡邊 一衛	成蹊大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- ◎ 泉 澤 俊 一 公認会計士、税理士
- 梶 谷 誠 電気通信大学学長顧問
- 竹 内 啓 博 公認会計士、税理士
- 山 本 進 一 岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

鳥取大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の業績評価が、学長表彰の受賞による研究費配分や、一部の学部・研究科においては賞与の査定等、教員のインセンティブ付与に活用されている。
- 国際通用性を身に付けるための科目や上級者向けの英語クラスの開設に加え、平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択された「開発途上国・新興国をフィールドにした実践教育によるグローバル人材育成」による海外プログラムの増加や、日本学生支援機構の奨学金の受給枠の拡大もあり、単位の取得に結び付く学生の海外派遣数がこの5年間で急増している。
- 「鳥取学」「鳥取大学学」等の地域に根差した特色ある科目を開設し、また、平成25年度に文部科学省大学COC事業に採択された「知の発展的循環プロセスの構築による地域拠点整備事業」を地域の市町村との連携で開始するなど、地方大学として地域を基盤とした特色ある教育を行っている。
- 農学部、農学研究科及び連合農学研究科は、学士・修士・博士で一貫した教育組織改編や指導体制、教育プログラムの改革を通して、より乾燥地科学に特化した教育体制を形成している。
- 農学研究科では、日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）」に採択された「乾燥地における統合的資源管理のための人材育成」及びその後継事業「鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-ITP）」により大学院学生を中国、イタリア、チュニジア、シリアに派遣している。
- 農学研究科及び連合農学研究科では、毎年度、研究指導の計画を研究指導計画書として明示し、学生への研究指導の結果として、研究指導報告書を作成している。
- 文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された「医療系テクノロジスト・セラピストを対象としたスキルアップ教育推進プログラム」「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」「獣医・動物医科学系教育コンソーシアムによる社会の安全・安心に貢献する人材の育成」「家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野における参加型実習の充実・強化」「乾燥地科学拠点の世界展開」「持続性社会構築に向けた菌類きのか資源活用」「乾燥地における統合的資源管理のための人材育成」等については、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、「地域で育てる周産期医療人の教育、勤務支援」「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」等を、文部科学省からの支援により実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の一部の編入学においては入学定員充足率が低く、大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。
- 大学ウェブサイトで公表されている情報の中で、教員が有する学位について記載されていない事例が多数見受けられる。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則第3条で「知と実践の融合」の理念の下、教育研究の目標が、①社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成、②地球的、人類的及び社会的課題解決への先端的研究、③地域社会の産業と文化等への寄与の3点にわたって明確に定められている。目標①を推進するために、さらに「知力」「実践力」「気力」「体力」「コミュニケーション力」の5つの要素を基とした「人間力を根底においた教育」を軸とし、「鳥取大学の教育グランドデザイン」（以下「教育グランドデザイン」という。）を定めている。また、国立大学法人法に基づき第2期中期目標・中期計画を掲げ、6年間の大学の目標を明示している。なお、各学部、学科の教育研究上の目的は、学則第5条の2に基づき、各学部規則に明記している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院学則第1条に、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」を大学院の目的として、明確に定めている。さらに、教育グランドデザインで大学院教育の方針を、第2期中期目標・中期計画で6年間の大学院の目的を掲げている。なお、各研究科の専攻の教育研究上の目的は、大学院学則第4条の3に明確に定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、学則第 5 条に基づき、以下の 4 学部から構成されている。

- ・ 地域学部（4 学科：地域政策学科、地域教育学科、地域文化学科、地域環境学科）
- ・ 医学部（3 学科：医学科、生命科学科、保健学科）
- ・ 工学部（8 学科：機械工学科、知能情報工学科、電気電子工学科、物質工学科、生物応用工学科、土木工学科、社会開発システム工学科、応用数理工学科）
- ・ 農学部（2 学科：生物資源環境学科、共同獣医学科）

なお、農学部共同獣医学科は、岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科との共同教育課程として、平成 25 年度に設置された新たな学科である。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

全学共通教育は、全学協力体制により実施しており、理事（教育担当）が機構長を務める大学教育支援機構の教育センターがその実施に当たっている。

常置委員会である教育支援委員会は、理事（教育担当）、各学部・研究科長等、教育センター長及び教員養成センター長、学生部長及び学生部教育支援課長等の 16 人で構成されており、理事（教育担当）が委員長を務め、全学共通教育の基本的事項について審議している。また、全学共通教育の円滑な実施を図るため、大学教育支援機構に共通教育推進委員会を設置している。当該委員会は、教育センター長、各学部・研究科の副学部長・副研究科長、大学教育支援機構所属教員、各教科集団の代表者、学生部教育支援課長等の 25 人で構成されており、教育センター長が委員長を務め、全学共通教育の実施体制並びに全学共通科目の実施、授業計画の立案及び教科集団に関することを審議している。

全学の教員は学問領域又は学問分野等によって編成された 17 の教科集団のいずれか一つ又は複数に所属し、授業を行っている。教科集団ごとに、授業科目の開設に際して主導的任務に当たる責任学部等及びこれに協力する協力学部等を定めているほか、各教科集団には代表者を置き、各教科集団に登録した教員と協議して、授業計画案の作成、複数開設する同一科目の授業内容の調整及びシラバスの作成を行っている。各教科集団が作成した授業計画案は、共通教育推進委員会において審議した後、教育支援委員会が決定している。

地域学部、医学部生命科学科及び保健学科、工学部、農学部の学生は、鳥取地区で全学共通科目を受講している。医学部医学科の学生は、専門教育にかける授業時間数を確保するため、平成 20 年度から 6 年一

貫教育を導入し、米子地区で全学共通科目を受講している。教科集団の教員は、両地区を行き来し、授業を行っている。なお、医学部保健学科の学生は、一部の授業を米子地区で受講しており、その移動費（鉄道運賃）は、大学が負担している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院学則第4条に基づき、以下の5研究科から構成されている。

- ・ 地域学研究科（修士課程2専攻：地域創造専攻、地域教育専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：臨床心理学専攻、博士前期課程3専攻：生命科学専攻、機能再生医科学専攻、保健学専攻、博士後期課程3専攻：生命科学専攻、機能再生医科学専攻、保健学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程4専攻：機械宇宙工学専攻、情報エレクトロニクス専攻、化学・生物応用工学専攻、社会基盤工学専攻、博士後期課程4専攻：機械宇宙工学専攻、情報エレクトロニクス専攻、化学・生物応用工学専攻、社会基盤工学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程3専攻：フィールド生産科学専攻、生命資源科学専攻、国際乾燥地科学専攻）
- ・ 連合農学研究科（博士課程4専攻：生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻、国際乾燥地科学専攻）

医学系研究科の臨床心理学専攻は、医療・保健領域の専門家と緊密に連携・協働し、高度化する医療にも対応した臨床心理学分野の高度専門職業人を養成している。

連合農学研究科は、当該大学を設置大学として、島根大学及び山口大学の教員組織、研究設備及び施設を連合して設立された博士課程（3年）の独立研究科である。1大学のみでは成し得ない農学に関する広範かつ専門性の高い教育研究分野を組織して、高度な専門的能力と豊かな学識を備えた研究者や技術者の養成を行うことを目的としている。

なお、博士課程（4年）の独立研究科である連合獣医学研究科を、山口大学（基幹校）及び鹿児島大学とともに構成している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

我が国唯一の乾燥地研究の専門機関として文部科学省から共同利用・共同研究拠点として認定された乾燥地研究センター、そのほか5つの学内共同教育研究施設（総合メディア基盤センター、国際交流センター、生命機能研究支援センター、産学・地域連携推進機構、染色体工学研究センター）を設置している。

また、各学部・研究科に大学設置基準第39条、学則及び大学院学則に基づき、以下のような附属施設やセンターを設置し、各学部及び研究科の教育研究に活用している。

- ・ 附属芸術文化センター（地域学部）
- ・ 附属病院（医学部）
- ・ 臨床心理相談センター（医学系研究科）
- ・ ものづくり教育実践センター（工学部）
- ・ 附属電子ディスプレイ研究センター（工学部）
- ・ 附属フィールドサイエンスセンター（農学部）
- ・ 附属菌類きのこ遺伝資源研究センター（農学部）
- ・ 附属動物医療センター（農学部）
- ・ 附属共同獣医学教育開発推進センター（農学部）

そのほか、附属図書館及び附属学校部を全学教育研究施設として附置している。附属学校部は、教育地域科学部が地域学部として改組されたことに伴い、平成16年度に部局として発足したものである。

教育、研究、地域貢献に関する技術支援を全学的見地から行うことを目的に、平成24年度に技術職員組織を一元化し、理事（研究担当、環境担当）を部長とする技術部として部局化している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

全学的組織として、学長を議長とする教育研究評議会（月1回）を設置し、教育課程の編成に関する方針に係る事項等を審議している。

各学部には教授会（月1回）を、研究科には研究科委員会（月1回、連合農学研究科では年2回）を設置し、学生の定員や教育課程等の教育活動に係る重要事項、各学部及び大学院の運営に係る固有の事項について協議している。また、代議員会（工学部、農学部及び連合農学研究科では月1回、地域学部及び医学部では不定期）や教務に関する委員会（月1回、連合農学研究科では、事項があれば代議委員会）を設置し、教育課程や教育方法等を検討している。

鳥取地区と米子地区を統率する全学的な常置委員会として、理事（教育担当）を委員長に教育支援委員会（年8回程度）を設置している。当該委員会には各学部の教務委員会委員長が委員として参加しており、教育方針・教育計画の立案及び実施に関する事項等を審議している。

農学部共同獣医学科では、岐阜大学応用生物科学部・鳥取大学農学部共同獣医学科会議（年3回）を開催し、共同教育課程の編成及び実施等を審議しているほか、運営委員会（年6回）を開催し、共同獣医学科に関する重要事項を審議している。

連合農学研究科では、当該大学、島根大学及び山口大学の代議員からなる代議委員会において、連合農学研究科の教育課程や教育方法等を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、地域学部及び農学部においては学部に所属し教育研究を行うとともに、それぞれ、地域学研究所及び農学研究科の教育研究を兼務している。工学研究科においては大学院に所属し教育研究を行うとともに、工学部の教育を兼務している。医学部においては、医学系研究科及び医学部に教員が所属し、互いの教育研究を兼務している。なお、農学部共同獣医学科においては、基礎獣医学講座、病態獣医学講座、応用獣医学講座及び臨床獣医学講座のいずれかに教員が所属しており、岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科でも同じ講座を設置している。連合農学研究科においては、構成大学の基礎となる学部等に所属する教員が、連合農学研究科の教育研究を兼務している。

学部には学部長を、学科には学科長を、学部附属の教育研究施設等には施設長を置き管理運営に当たっている。研究科には、研究科長を、専攻には専攻長を置いている。当該大学農学部及び岐阜大学応用生物科学部の共同教育課程では、当該大学農学部共同獣医学科と岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科にそれぞれ学科長を置いている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 地域学部：専任 62 人（うち教授 30 人）、非常勤 45 人
- ・ 医学部：専任 221 人（うち教授 63 人）、非常勤 145 人
- ・ 工学部：専任 130 人（うち教授 54 人）、非常勤 42 人
- ・ 農学部：専任 78 人（うち教授 35 人）、非常勤 19 人
- ・ 大学教育支援機構教育センター：専任 16 人（うち教授 7 人）、非常勤 118 人

地域学部地域政策学科について、平成 21 年 3 月、退職により教授が 1 人、大学設置基準に定められた必要教員数を下回り、平成 26 年 3 月に教授 2 人が退職し、同年 4 月に准教授が教授として採用されたが、書面調査時（平成 26 年 5 月 1 日）においても教授が 2 人、大学設置基準に定められた必要教員数を下回っ

ていた。しかし、平成26年10月に教授2人が採用され、平成26年10月1日には必要教員数が確保されている。

その他の学科については、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

また、教育上主要と認める授業科目は、教育支援委員会又は各学部の教務に関する委員会で必修科目と定め、その約84%に専任の教授又は准教授を配置している。

これらのことから、平成21年度から一部の学科において必要な教員が確保されていなかったものの、平成26年10月1日には必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 地域学研究科：研究指導教員38人（うち教授35人）、研究指導補助教員22人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員7人（うち教授5人）、研究指導補助教員0人
- ・ 農学研究科：研究指導教員51人（うち教授34人）、研究指導補助教員15人

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員51人（うち教授27人）、研究指導補助教員20人
- ・ 工学研究科：研究指導教員59人（うち教授54人）、研究指導補助教員43人

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員41人（うち教授27人）、研究指導補助教員20人
- ・ 工学研究科：研究指導教員59人（うち教授54人）、研究指導補助教員43人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員103人（うち教授41人）、研究指導補助教員75人
- ・ 連合農学研究科：研究指導教員77人（うち教授65人）、研究指導補助教員31人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員選考においては、原則として公募制により、年齢、性別、人種、国籍に関わらず、広く教育及び研究に優れた者を求めている。また、教員組織の活性化を推進するため、教員配置検討委員会を設置し、教員の適正な配置について検討を行うとともに、学長のリーダーシップの下、学長管理定数を確保し、各部局に対し柔軟に配置して弾力的な運用を行っている。

教員の年齢構成は、平成26年5月1日現在で、25～34歳：65人（8.6%）、35～44歳：308人（40.7%）、45～54歳：205人（27.1%）、55～64歳：178人（23.5%）であり、年齢バランスのとれた教員構成となっている。外国人教員の割合は2.2%である。

男女共同参画に関する取組として、男女共同参画推進委員会及び男女共同参画推進室を設置し、学内における各種活動を実施している。米子地区勤務の教職員の子育て支援として「すぎのこ保育所」を設置しており、保育室の拡大、基本保育時間の延長等を行っている。平成24年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」に採択され、事業終了時（平成26年度末）の女性研究者採用

比率目標値を 24%、女性研究者在職比率目標値を 19%、女性教員在職比率目標値を 16.8%に設定し、併せて学部ごとにも女性教員の在職比率目標値を設定し、女性研究者の雇用の促進を図っている。平成 26 年 5 月 1 日現在の女性教員在職比率は 17.2%である。

平成 24 年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「テニュアトラック普及・定着事業」に採択され、平成 24 年度に国際公募により乾燥地研究センターに助教 1 人を、平成 25 年度に工学研究科に助教 2 人を採用している。

教員の教育・研究等における顕著な業績に対しては、鳥取大学長表彰及び鳥取大学科学研究業績表彰において毎年度表彰を行っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準及び昇任のための選考基準については、教員選考基準、教員選考に関する基本方針、同基本方針の運用について、教員の就業に関する規程及び各部局の選考に関する規則・基準等に明確に定められている。

部局における候補者の選考においては、応募者の書類審査（履歴書、教育及び研究歴、研究業績リスト、教育研究に対する抱負等の書類）、面談（プレゼンテーションを含む。）等により、教育研究上の指導能力を評価している。例えば、工学研究科において、学士課程では職歴や教育歴等に基づき、大学院課程ではこれらに加えて研究論文や学会活動、社会への貢献、管理運営等の業務に関する実績に基づき、指導能力を評価している。

連合農学研究科の教員の資格審査は、各構成大学の候補者推薦委員会と研究科に設置した資格審査委員会の 2 度にわたる審査により、研究指導能力の高い者に対してのみ研究指導教員の資格を与えている。主指導教員資格者については、5 年ごとに再審査を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の個人業績評価の実施要項に基づき、教員の個人業績評価を毎年度実施している。各教員は年度初めに「教育」「研究」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」「診療」の領域ごとに目標を設定し、年度末に目標に対する活動実績の自己評価（3 段階の判断基準）を行い、部局長（評価者）が目標の達成状況について評価を行っている。

各部局の評価結果は、大学評価室で集計及び分析を行い、『教員の個人業績評価結果に関する報告書』としてまとめた上で、理事（企画・評価担当）が学長へ報告している。教員個々の評価結果については、教育功績賞等の学長表彰（毎年度約 10 人）の参考資料としており、研究費の配分に反映している。

医学部では優秀教員の評価制度として医学部研究業績表彰（下田賞）を設けている。また、工学研究科及び農学部では、独自の個人業績評価を継続的に行い、評価結果を賞与に係る優秀者の選考に活用している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局学生部に、教育支援課、生活支援課、就職支援課及び入試課を設け、事務職員 61 人（常勤職員 32 人、有期契約職員 29 人）を配置している。各学部においても、教育を円滑に実施するために必要な事務職員等の教育支援者を配置している。また、図書系職員については、中央図書館に 13 人（常勤職員 8 人、有期契約職員 5 人）、医学図書館に 8 人（常勤職員 5 人、有期契約職員 3 人）を配置している。

平成 24 年度に技術職員の組織として所属を一元化した技術部を設置し、常勤職員 60 人を配置している。

大学院学生を TA として採用し、実験実習、演習等の教育補助、教材作成補助、レポート等の整理・採点補助業務等に活用している。さらに、RA として、大学院博士課程に在学する者を採用し、研究活動に必要な補助業務に活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の業績評価が、学長表彰の受賞による研究費配分や、一部の学部・研究科においては賞与の査定等、教員のインセンティブ付与に活用されている。

【改善を要する点】

- 平成 26 年度には解消されたものの、一部の学科において法令に定められた必要教員数を下回る状況が続いていた。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

全学において、学士課程については入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定めている。

「鳥取大学は、その教育研究理念に基づいて、「知」のみならず「実践」的マインドを有する入学者を求めています。

こうした入学者を受入れるため、一般入試の他、推薦入試、AO入試等の多様な選抜方法によってその適性を確認します。

- 1 鳥取大学は、仲間とともに意欲的に学んでいける次のような人を求めます。
 - (1) 自己の能力や技術を高めつつ、社会に貢献したいと考えている人
 - (2) 自己を知り、他者を知ることによって、高い倫理観を獲得し、よりよく生きたいと考えている人
 - (3) 学びを通じて、課題探究能力の向上や各専攻分野の専門的知識を身につける姿勢を持っている人
 - (4) 課外活動や自主的活動を積極的に行い、すこやかな心身を育みたいと考えている人
- 2 鳥取大学は、次のような方針で入学者の選考を行います。

- (1) 大学で学んでいく上で必要な基礎学力を判定するために、センター試験、一般入試及び推薦入試等を活用して選考を行います。
- (2) 他者と協力する上で必要となるコミュニケーション能力を判定するために、口頭試問及び論述試験等を実施します。
- (3) 大学における基礎学力を身につける上で必要となる、学習に対する明確な目的意識、将来の目標、並びに具体的な進路計画を持っている者を選抜するために面接試験等を行います。
- (4) 本学は社会的にニーズの高い英語力養成の観点から高校段階における英語力も重視します。」

各学部・学科等においては、全学の入学者受入方針を踏まえ、それぞれの入学者受入方針を定めている。大学院課程においても、同様に、修士課程、博士前期課程について、入学者受入方針を定めている。博士後期課程及び博士課程における入学者受入方針については、訪問調査時には明文化されていなかったが、平成27年1月に明文化されている。

各研究科等においても、それぞれの入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

各学部では、一般入試（前期日程・後期日程）、推薦入試Ⅰ・Ⅱ、AO入試等の多様な選抜方法を取り入れている。医学部では、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ者を積極的に選抜できる受入方法として、鳥取県の経済的支援の下に地域枠(医学科：前期日程において14人以内及び推薦入試Ⅱにおいて5人以内、保健学科看護学専攻：推薦入試Ⅱにおいて10人以内)、特別養成枠(医学科：推薦入試Ⅱにおいて5人以内)及び鳥取県看護職員養成枠（保健学科看護学専攻：前期日程において10人以内）を採用している。

各研究科では、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試、飛び級入試等の選抜方法を取り入れるとともに、医学系研究科医学専攻（博士課程）、工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）、農学研究科（修士課程）及び連合農学研究科（博士課程）は、10月入学の入試を実施している。

特に、農学研究科3専攻においては、「留学生のための乾燥地農学特別プログラム」を実施しており、当該プログラムでは開設する授業科目及び研究指導をすべて英語により行っている。また、連合農学研究科においても当該プログラムを実施し、農学研究科から継続して、乾燥地農学に関する研究を行う留学生を受け入れている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の基本的事項及び実施、並びに大学入試センター試験の実施について入学者選抜試験規則に定めており、同規則に基づき副学長（入試担当）が委員長を務める入試委員会を設置し、入学者選抜に関する基本的事項や実施に関する重要事項等を審議している。入試委員会に、入試制度専門委員会、学力検査専門委員会、大学案内編集専門委員会を置き、入学者選抜制度の改善に関する事項等を審議している。特に、入試制度専門委員会では、入学者選抜制度の改善に関する事項の審議、学部の入学者選抜試験実施に関する総括及び連絡調整等を行っている。

大学教育支援機構に入学センターを置き入学者受入方針に対応した学生募集の企画・立案及び実施、入試の実施、入学希望者に対する入試情報の提供・広報、入学者選抜方法等の調査研究等を行っている。

学士課程では、学長が実施本部長、当該学部の学部長が試験場実施本部長を務め、入試ごとに実施要項等を作成し、入学者選抜試験を実施している。また、大学院課程では、当該研究科の研究科長が実施本部長を務め、専攻ごとに個別の実施要項等を作成し、入学者選抜試験を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入試制度専門委員会では、毎年度の入試実施に当たり、各学部で検討した入試方法、募集人員、実施教科・科目等の変更等を全学的な見地から審議している。

学生部入試課では、入学者選抜方法ごとに、募集人員調、実施状況調、入学者状況調、障害等のある志願者の事前相談等及び入学者選抜試験の主な変更点について、過去5年間の基礎データを集積・整理して、冊子『入学試験に関する調査』を毎年度作成し、これに基づき各学部・研究科の入学試験委員会等において改善策について検討し、入学者選抜の改善につなげている。

AO入試においては、合格者の在学時の学業成績を検証した結果に基づき、事前に「基礎学力」を判定するため、平成21年度入試から志願書に英語の資格記載欄を設けるよう入試制度専門委員会で審議し、実施している。工学部においては、一般入試終了後及び入学後も引き続き学生の追跡調査を実施しており、

鳥取大学

選抜形態、入試成績及び修学状況との関係性について検証し、入試方法改善の基礎資料とするとともに、教育指導の在り方や入学者受入方針の見直しを行う際の参考としている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 地域学部：1.09 倍
- ・ 医学部：1.01 倍
- ・ 医学部（2年次編入）：1.00 倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.31 倍
- ・ 工学部：1.04 倍
- ・ 農学部：1.03 倍

〔修士課程〕

- ・ 地域学研究科：0.95 倍
- ・ 医学系研究科：1.76 倍
- ・ 農学研究科：1.16 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：1.23 倍
- ・ 工学研究科：1.36 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：0.83 倍
- ・ 工学研究科：0.76 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.90 倍
- ・ 連合農学研究科：1.55 倍

医学系研究科（修士課程）、工学研究科（博士前期課程）及び連合農学研究科（博士課程）については入学定員超過率が高い。また、学科・専攻について見れば、医学部保健学科検査技術専攻（3年次編入）、医学系研究科（博士後期課程）生命科学専攻、工学研究科（博士後期課程）機械宇宙工学専攻及び化学・生物応用工学専攻で定員充足率が低い。

各研究科においては、入学定員管理の徹底、入学者確保のための進学説明会の開催及び情報発信・PR活動等の取組を行っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の一部の編入学及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学部では、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ者を積極的に選抜できる受入方法として、鳥取県の経済的支援の下に、地域枠、特別養成枠及び鳥取県看護職員養成枠を採用している。

【改善を要する点】

- 学士課程の一部の編入学においては入学定員充足率が低く、大学院課程の一部の研究科においては入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

全学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように明確に定めている。

「鳥取大学は、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるよう、次に掲げる方針のもと、体系的な教育課程を編成し、実施します。

- 1 入学後の学習が主体的に行え、かつ学習動機が明確化できるよう、大学入門科目等の初年次教育を充実します。
- 2 社会の中核となり得る教養豊かな人間育成のため、全学共通教育の教養科目、外国語科目、健康スポーツ科目と特定分野の知識と技能を身につける専門科目との融合を図ります。
- 3 課題解決能力や社会的実践力を形成するため、理論的追究と実践的探求を促し、これらを統合する科目を設け、「知と実践を融合」する教育課程を編成します。
- 4 自律的な生涯学習力を有する人間育成のため、キャリア形成にかかわる教育を推進します。
- 5 自律しつつ他者と協働して実践する力を形成するために、対話型・参加型教育の展開に努めるとともに、課外活動でもこのような能力が形成されるよう多様な機会を提供し、必要な支援を積極的に行います。
- 6 教育課程の点検・評価を継続的かつ組織的に行い、体系的な編成・実施に努めます。」

また、各学部でも、全学の教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教育目的に沿って教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

全学の学士課程教育及び各学部の教育課程の編成・実施方針に基づき、全学共通科目（入門科目、教養科目、外国語科目、健康スポーツ科目）と専門科目との授業科目を年次的に配置している。初年次教育（入門科目）の充実も図っている。各学部の学科ごとに、必修科目と選択科目を組み合わせた教育課程表を作成しており、全学共通科目及び専門科目を修得することにより学位を授与している。4学部において計8種類の専攻分野の学士の学位（地域学、医学、生命科学、看護学、保健学、工学、農学、獣医学）を授与している。

教育グランドデザインの軸としている「人間力を根底においた教育」（知力・実践力・気力・体力・コミュニケーション力）を実現するため、平成21年度に教養教育の枠組を全面的に見直し、教養科目のうち主題科目を大幅に削減し基幹科目と特定科目を新たに設けている。また、「読書ゼミナール」等の学生参加型授業を重視し、人間力の5つの要素をバランスよく具備させるように配慮しており、シラバスには人間力の中から涵養される要素を明示している。

一部を除く学科においてカリキュラム・マップが作成されており、体系的な教育課程編成が行われている。特に、医学部医学科では、医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、全国共通の基礎的な教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

長期履修学生の受入、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、交換留学制度、ダブル・ディグリー・プログラム制度を設け、学生の多様なニーズに応えている。

全学共通科目にグローバル教育基礎科目群を設定し、「海外安全マネジメント」及び「国際理解（グローバル・スタディーズ）」を開講するなど、国際通用性を身に付けるための科目を開講しているほか、3年次生以上の上級者向けの英語クラスも開設している。平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプB（特色型）」）に採択された「開発途上国・新興国をフィールドにした実践教育によるグローバル人材育成」により、海外プログラムの増加や日本学生支援機構の奨学金の受給枠の拡大もあり、単位の修得に結び付く学生の海外派遣数が平成21年度26人から平成25年度168人へと、この5年間で急増（約6倍）している。

キャリア教育として、全学共通科目において入門科目「キャリア入門」及びキャリア科目「キャリアデザインⅠ～Ⅳ」を開講している。インターンシップについては、各学部（医学部は生命科学科のみ）において専門科目として単位化している。

全学共通科目で、自らが生活している鳥取について知る「鳥取学」、鳥取大学の来歴と現状を学ぶ「鳥取大学学」等の地域に根差した特色ある科目を開講している。平成25年度には地域の市町村との連携で、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「知の発展的循環プロセスの構築による地域拠点整備事業」が開始され、「地域ならびに日本を学ぶ全学共通教育プログラム」「地域づくり実践科目の教育プログラム」「地域看護等人材育成プログラム」を実践するなど、地域のニーズにも応えている。

各学部においても、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した授業科目を開講している。例えば、

地域学部では、新たな公共性創出に関わる「NPO・NGO論」（地域政策学科）、産業創造に関わる「ものづくりの心理学」等のものづくりに関連する科目（地域教育学科）、グローバル社会の把握等に関わる「グローバルイノベーション論」（地域文化学科）、安心安全社会の創造に関わる「自然災害論」（地域環境学科）等を開設している。また、工学部知能情報工学科では、情報処理学会が策定している「情報専門学科におけるカリキュラム標準」や米国計算機学会のカリキュラムガイドラインを教育課程編成の参考にしている。

なお、文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された「医療系テクノロジスト・セラピストを対象としたスキルアップ教育推進プログラム」「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」「獣医・動物医科学系教育コンソーシアムによる社会の安全・安心に貢献する人材の育成」「家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野における参加型実習の充実・強化」等については、文部科学省からの支援期間終了後も取組を継続している。また、このほか、文部科学省からの支援により、現在「地域で育てる周産期医療人の教育、勤務支援」「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」等を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全学共通教育及び各学部の専門教育では、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等を組み合わせ、バランスよく配置している。

また、それぞれの教育内容に応じた学習指導法として、学生参加型授業、少人数授業、フィールド型授業等を採用している。特色ある事例としては、プレゼンテーションの資料作成方法や進め方等について教授する学生参加型授業「プレゼンテーションの戦術」、コミュニケーション力やプレゼンテーション力に加え、読書力の向上を目的とした少人数授業「読書ゼミナール」が挙げられる。また、フィールド型授業として、地域学部では、全学科において「地域調査実習」を実施している。農学部では、平成17年度から中国・四国地区10大学による大学間連携フィールド演習科目「里山フィールド演習」を実施している。

農学部共同獣医学科においては、岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科と、共通のシラバスを作成し、授業を実施している。両大学において個別に実施される授業科目のほか、遠隔教育システムを利用し両大学で同時に開講する科目、教員が他方の構成大学に移動して講義・実習を実施する科目、及び学生が他方の構成大学に移動して受講する科目を配置している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含めて35週確保しており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保している。

全学共通科目では、履修登録に際して学部・学科ごとに受講科目数の上限（CAP制）を設けており、専門科目では、工学部においてCAP制を導入している。

学生の主体的な学習を促すために、全学共通科目や各学部の履修案内において、授業の形態（講義、演習、実験、実習等）ごとに、単位を取得するために必要な授業時間と学生の授業時間外学習時間を明記し、学生への周知を図っている。

授業時間外の学習を促すため、シラバスに「予習・復習内容」欄を設け、教員が事前に各週の内容を示すとともに、教員のオフィスアワーをシラバスで公開し、学生の授業時間外での質問に対応するよう配慮している。さらに、教育センターでは、語学学習システムを学生が自宅からもインターネットにより利用できる環境を提供している。各学部においては、授業課題・レポート課題の提示、大学の統合 e-learning システムでの授業教材の提供等の取組を実施している。

授業時間外の学習時間の把握については、学生生活実態調査及び授業アンケートにより行っている。平成 24 年度学生生活実態調査の結果によれば、学部全体では、授業時間外の 1 日の学習時間は、1 時間未満が 34%、1 時間～2 時間程度が 42%であり授業時間外学習時間の増加・確保が望まれる。

これらのことから、学生の授業時間外学習時間確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、原則としてすべての授業科目について作成しており、授業の目的と概要、達成目標、授業のレベル、オフィスアワー、担当教員への連絡方法、成績評価方法と基準、授業計画（各回の授業内容、予習・復習内容）等を記載している。

平成 16 年度から Web シラバスを導入しており、医学部を除く各学部の授業担当教員がウェブ入力画面で作成し、学生が学内外からも閲覧できるよう大学ウェブサイトに掲載している。医学部では、独自にシラバスを作成し、医学部ウェブサイトに掲載している。また、入学時の全学共通科目説明会において、シラバスの利用方法について学生に周知を図っている。

鳥取地区で実施した平成 25 年度前期の授業アンケート結果によると、「授業はシラバスの内容に基づいて行われましたか」という質問には 67.0%の学生が肯定的な回答をしているが、「私は、講義を受ける前にシラバスを熟読し理解した」という質問については肯定的な回答が 31.3%にとどまっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生への配慮として、全学共通科目の大学入門科目の一つとして、鳥取地区は「教養基礎科目（数学、物理学、化学、生物学、英語）」の 5 科目、米子地区は「教養基礎科目（物理学、生物学）」の 2 科目を開講している。特に、鳥取地区では、当該大学と鳥取県教育委員会との連携に基づき高等学校から派遣された現職教諭等を、米子地区では、独自に米子市内の高等学校と連携し現職教諭等を非常勤講師として採用し、授業を行っている。

入学センターでは、次年度の AO 入試合格者、推薦入試 I 合格者に対して、2 泊 3 日の合宿研修を含む入学前教育を行っている。

平成 21 年度入学生から TOE I C の 3 回受験（1 年次 5 月、12 月、2 年次 11 月）を義務付けており、入学時の TOE I C スコアにより能力別クラス編成を行っている。特に低スコアの学生には e-learning による自習用教材を貸与して指導するなどの取組を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

全学の「学士課程教育に関する三つの基本方針」の中で、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように明確に定めている。

「鳥取大学は、学生が本学における学修と経験を通じて次の能力を身につけて、所定の単位を修得したときに学士の学位を授与します。

- 1 自然、社会、文化に関する幅広い知識・理解、これを土台とした特定の専門分野に関する深い知識・理解、知識獲得のための方法と技能、そしてこれらを統合した豊かな教養
- 2 現実に生起する様々な諸課題を探求し解決していくのに必要な、論理的思考力、批判的判断力、創造的表現力
- 3 現実世界に対して幅広い興味・関心を形成し、自律的・主体的・継続的に学び、自らの生活を切り開いていける生涯学習力
- 4 高い倫理観及び責任感をもち、他者との豊かなコミュニケーションを基に、協力・共同して社会的実践に参画する力

また、各学部・学科等でも、全学の学位授与方針を踏まえ、教育目的に沿って学位授与方針を定めている。例えば、医学部医学科では以下のように定めている。

「鳥取大学医学部医学科では、以下の能力や特性を身につけて、所定の単位を修得した者に学士（医学）の学位を授与します。

1. 医師に求められる基本的な知識、技能、態度を修得し、それを生涯にわたって維持向上させる姿勢
 2. 豊かな人間性と高い倫理観を備え、社会に対する自身の役割を認識し、患者中心の立場に立った医療を実践する能力
 3. 論理的思考力、高度な判断力、コミュニケーション能力を身につけ、他者と協力・共同して医療・研究を行う能力
 4. 常に知的探究心を持ち、最新の医学的知識を身につけ、国際的な視点で物事を考える能力
 5. 地域や地域で暮らす人を愛する心を持ち、コミュニティと連携して地域医療の向上に貢献する能力
- これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則に基づき成績評価基準を定めている。評点に基づき、A～D及びFの5段階評価を行い、F評価を不可としている。この基準に基づき、成績評価を実施している。各学部での単位認定は、単位認定規則及び各学部の単位認定規程に基づいて行っている。

全学共通科目及び各学部の専門科目において、GPA（Grade Point Average）制度を実施している。

GPA結果は、鳥取大学優秀学生育成奨学金受給者の選考、学生表彰規則に関する申し合わせによる成績優秀者の選考、授業料免除有資格者の判定及び日本学生支援機構が行う奨学生出願有資格者の判定等に利用している。

成績評価基準は、履修案内やウェブサイトに掲載し、学生に周知を図っている。また、各授業科目の「成績評価方法と基準」は、おおむねWebシラバスに明示され、入学時オリエンテーション等で各自がWebシラバスを参照するよう学生に指導している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

教員は、学務支援システムに成績評価結果を評点として入力し、成績データとして蓄積している。同システムに入力された成績データは、各学部等に提供され、教員が分析できるとともに、学生も同システム上で、自己の成績及びGPA値、学部・学年ごとのGPA分布及び授業科目ごとの成績分布を確認できる。

学生が成績評価結果に関して疑義がある場合は、授業の担当教員に直接照会するか、学生部教育支援課（全学共通科目）又は各学部（専門科目）の教務担当事務に申し出ることとなっている。前者においては、疑義申立て学生と教員の一対一対応になっており、組織的対応がなされているとは言い難い。照会方法については、平成26年度から大学ウェブサイトにて成績評価基準と合わせて掲載している。

GPA制度を検証するため、大学教育支援機構では、平成21年度に「適切な成績評価等の実施に関する具体的方策」に関して外部評価を実施しており、その結果、「GPA制度（成績評価制度）が適切に実施されている」との評価を得ている。

医学部では、成績評価の正当性、妥当性を担保するため、進級判定委員会において、各科目責任教員から提出された成績を検討し、総合的に進級判定を行っている。

これらのことから、一部の学部において成績評価結果に関して疑義がある場合の対応が組織的になされているとは言い難いが、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業要件は、卒業に必要な修得単位数を含めて各学部の規則に定めており、各学部の履修案内等に掲載し、学生への周知を図っている。各学部では、学位授与方針に基づき、必要な修得単位数等により卒業判定を行い、教授会における審議を経て、学長が学士の学位を授与している。

地域学部、医学部生命科学科及び保健学科、工学部、農学部獣医学科では、卒業研究の判定は、提出された卒業論文の内容、卒業論文発表会でのプレゼンテーション、質疑応答内容、口頭試問等に基づき行い、卒業研究の単位を含めた修得単位数や在学年数を基に、教授会において審議し、卒業認定をしている。特に、地域学部では、「卒業論文の審査基準（ガイドライン）」を作成し、合否判定の客観性や透明性を担保する工夫を行っている。医学部医学科では、6年次に卒業試験を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

全学の修士課程、博士前期課程の教育課程の編成・実施方針を以下のように定めている。

「鳥取大学大学院修士課程、博士前期課程は、学位授与の方針で示す能力を身につけることができ、さらに、知と実践が融合するように体系的な教育課程の編成と研究指導を実施します。」

全学の博士後期課程、博士課程の教育課程の編成・実施方針は、訪問調査時には明文化されていなかったが、平成27年1月に明文化されている。

各研究科等でも、全学の教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、農学研究科では以下のように教育課程の編成・実施方針を定めている。

「農学研究科は、学部教育で学んだ基礎知識をもとに、以下に示す体系化した科目を学ぶことでより専門な知識を修得させ、高い倫理観と国際的感覚を身につけて、「問題解決能力」と「課題発見能力」を向上させる。

授業は、一部、実習演習を含む講義2単位（1単位15時間）、演習2単位（1単位30時間）を基本とし、共通科目、実践科目、基幹科目、展開科目および演習科目によって構成する。

共通科目は、社会で通用する人材を育成するための基礎的科目であり、実践科目では、科学技術と社会との関係や社会への安全に関して高い素養を身につける。基幹科目では、入門科目として、各専攻の学問領域を平易に解説し、学生自身の学問的興味を掘り起こさせ、展開科目は、専門知識をより発展させるとともに、関連領域について関心を高め、幅広い視野を身につける。演習科目では、最終的に体系的な学位論文の作成に向けて、自立した研究者や技術者として必要な能力を高める。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科では、専門科目等を年次的に配置し、各研究科の専攻ごとに必修科目と選択科目を組み合わせた教育課程表を体系的に編成し、授業科目を修得することにより学位を授与している。

例えば、地域学研究科では、授業科目が各分野・コースに応じて基幹科目、中核科目及び展開科目により構成されている。基幹科目は、学生の問題意識を育てるとともに地域の課題を実践的に解決するための調査・分析能力及び政策形成・企画能力を養成し、個別のテーマ追求を指導し修士論文に結実させるものである。中核科目及び展開科目は、分野・コース別に開設され、専門性を高め前述の諸能力を養成するものである。

また、連合農学研究科では、乾燥地農学に関する教育研究分野を横断的に統合・改組し、国際乾燥地科学専攻を設置するとともに、農学研究科にも国際乾燥地科学専攻を新設し、農学部の国際乾燥地科学コースと合わせて、国内で唯一といえる学士・修士・博士と一貫した乾燥地科学の指導体制、教育プログラムを形成している。

なお、修士課程・博士前期課程では、4研究科において計8種類の専攻分野の修士の学位（地域学、教育学、生命科学、再生医科学、保健学、臨床心理学、工学、農学）を授与している。博士後期課程・博士課程では、3研究科において計6種類の専攻分野の博士の学位（医学、生命科学、再生医科学、保健学、工学、農学）を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

長期履修学生の受入、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換を認めている。長期履修学生については、入学時に、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認めている。

地域学研究科では、「創造都市特論」において、地域学部地域文化学科教員の著書をテキストに用い、学術の発展動向を反映した授業内容を展開している。医学系研究科では、医学専攻博士課程に、がん患者に対する専門医療を行う人材を養成するための腫瘍専門医コース、及び医療機器や新薬の開発等を行う人材を養成するための革新的未来医療創造コースを設置しており、保健学専攻博士前期課程に、がん患者に対する精度の高い検査を行うとともに、その教育ができる人材を養成するための細胞検査士コース及び超音波検査士コースを設置している。工学研究科では、大学院工学研究科派遣学生・特別聴講学生規程により、カナダや韓国の交流協定締結校に毎年度学生4～12人を派遣し、そのほとんどの単位を認定している。農学研究科では、平成20年度日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）」に採択された「乾燥地における統合的資源管理のための人材育成」及びその後継事業「鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-ITP）」により大学院学生を中国、イタリア、チュニジア、シリアに派遣している。このほか、乾燥地研究センターにおける「乾燥地科学拠点の世界展開」、連合農学研究科における「持続性社会構築に向けた菌類きこ資源活用」等についても文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。

また、インターンシップを実施しており、キャリアセンターが受入先を取りまとめ、各研究科の教務係が窓口となって実施しており、工学研究科及び農学研究科では単位認定を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科の教育の目的に照らして、講義、演習等を組み合わせて配置している。

教育内容に応じた学習指導法の具体的な事例としては、少人数授業として、農学研究科では、産業界からニーズの強い英語力とコミュニケーション力を強化するため、「コミュニケーション英語演習」と「プレゼンテーション演習」を研究科共通で必修科目としている。また、フィールド型授業として、地域学研究科では、地域創造専攻において「地域フィールドワーク」を、地域教育専攻において「臨床発達心理学研究」「地域教育調査研究」「学校教育実践総合研究」等を実施している。工学研究科では、「産業科学特別講義」を開講し、産学・地域連携推進機構の専任教員、コーディネーターのほか、産業界及び学界の第一線で活躍している人を客員教授として迎え、研究開発や知的所有権、ビジネスの最前線等広範な現代的課題について、多様な観点から講義を行っている。連合農学研究科では、課題探究能力向上や創造性の涵養を目的に、3構成大学の2年次生が2泊3日の合宿形式で合同授業を受講し、各学生による研究課題に関する発表と質疑応答を行う「科学コミュニケーション」を開講している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含めて35週確保しており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保している。

各研究科の履修案内において、授業の形態ごとに、単位を修得するために必要な授業時間と学生の自習時間（授業時間外自己学習）を明記し、学生への周知を図っている。

授業時間外の学習を促すために、シラバスに「予習・復習内容」欄を設け、教員が事前に各週の内容を示すことにより、学生が自主的に学習できるよう記載している。また、教員のオフィスアワーをシラバスで公開し、学生の授業時間外での質問に対応するよう配慮している。各研究科では、授業時間外に自主学習（予習・復習）が可能なように、課題に対してレポート作成や個別発表を課し、それに対する議論を取り入れている少人数の講義等が行われている。医学系研究科では、指導で使用する論文の指定とDVD等による学習データの提供も行っている。

平成24年度学生生活実態調査で把握された授業時間外の学習の状況によると、大学院全体では1～2時間が27%と最も多いものの、4時間以上が23%である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、原則としてすべての授業科目について作成しており、授業の目的と概要、達成目標、授業のレベル、オフィスアワー、担当教員への連絡方法、成績評価方法と基準、授業計画（各回の授業内容、予習・復習内容）等を記載している。学生が学内外からも閲覧できるよう大学ウェブサイトに掲載されている。

鳥取地区で実施した平成25年度前期の授業アンケート結果によると、「授業はシラバスの内容に基づいて行われましたか」という質問には72.3%の学生が肯定的な回答をしているが、「私は、講義を受ける前にシラバスを熟読し理解した」という質問については肯定的な回答は43.4%にとどまっている。大半の授業ではシラバスどおりに行われているものの、授業前活用が不十分である学生もいることが分かる。

連合農学研究科では、全科目のシラバスを和文・英文併記して作成しており、履修案内に明記している。また、受講案内の際、日程表及び講義概要を配布し、講義内容を補強している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、一定程度活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

医学系研究科生命科学専攻（博士前期課程）及び連合農学研究科以外の研究科の各専攻では、在籍する学生に配慮して、夜間・休日開講をしており、社会人の事情を考慮した時間割の設定を行っている。

地域学研究科等では、長期履修制度や時間割以外での履修を認める特例措置制度により社会人の学修機会を拡大している。医学系研究科では、社会人学生に対し夜間又は休日の授業科目を履修させるほか、通常の時間帯による授業も履修可能としている。また、自宅等で学習できるよう、医学系研究科共通選択授業科目表（七つの教育コース）の講義をCD（あるいはDVD）で配布するほか、インターネットを介した講義資料の配信や学習指導を行っている。

工学研究科博士前期課程では、教育課程表に定める履修指定年次の制限を外し、1年次にすべての授業科目が履修できるようにしている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科では、個々の学生に対して、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画をあらかじめ明示するものとしている。さらに、農学研究科及び連合農学研究科では、毎年度、研究指導の計画を研究指導計画書として明示し、学生への研究指導の結果として研究指導報告書を作成している。

各研究科では学生ごとに研究指導教員を配置し、学位論文の作成等を通じた研究指導を行っている。工学研究科（博士後期課程）、農学研究科及び連合農学研究科では複数指導教員による指導体制をとっている。

なお、大学院学生に対する研究倫理に係る指導については、日常の研究指導において実施している。「研究活動における不正活動への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）により学生に対する研究倫理教育を推進することが求められていることから、今後、どの程度の教育が必要かを検討し、平成27年度からの実施を目指している。

TAとして大学院学生を雇用し、実験実習、演習等の教育補助業務に従事させるとともに、学生の教育指導能力向上の一助としている。また、当該大学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、RAとして、大学院博士後期課程・博士課程に在学する学生を雇用し、研究補助者として当該研究活動に必要な補助業務に従事させるとともに、研究指導能力の育成を行っている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

全学の修士課程、博士前期課程の学位授与方針を以下のように定めている。

「鳥取大学大学院修士課程、博士前期課程では、専門的な研究能力または高度な専門的業務に従事するために必要な技能、及びその基礎となる豊かな学識を身につけた場合に、修士の学位を授与します。」

全学の博士後期課程、博士課程の学位授与方針は、訪問調査時においては明文化されていなかったが、平成27年1月に明文化されている。

各研究科等でも、学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則に基づき成績評価基準を定めている。評点に基づき、A～D及びFの5段階評価を行い、F評価を不可としている。この基準に基づき、成績評価を実施している。

各研究科での単位認定は、単位認定規則及び各研究科の単位認定規程に基づいて行っている。

学生への周知方法として、成績評価基準は大学ウェブサイト、単位認定については履修案内等に掲載している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

教員は、学務支援システムに成績評価結果を評点として入力し、成績データとして蓄積している。同システムに入力された成績データは、各研究科等に提供され、教員が分析できるとともに、学生も同システム上で、自己の成績及びGPA値、研究科・学年ごとのGPA分布及び授業科目ごとの成績分布を確認できる。

学生が成績評価結果に関して疑義がある場合は、授業の担当教員に直接照会するか、各研究科の教務担当事務に申し出ることとなっている。前者においては、疑義申立てが学生と教員の一対一対応になっており、組織的対応がなされているとは言い難い。照会方法については、平成26年度から大学ウェブサイトに成績評価基準と合わせて掲載している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科は、学位授与方針に基づき、学位論文の審査を行い、研究科委員会において修了認定を実施している。学位授与、修了要件及び学位審査に係る提出書類の作成例等は、各研究科の規則等に定め、履修の手引等に掲載し、学生への周知を図っている。

学位論文の評価基準は、書面調査時においては、一部の研究科で明文化されていなかったが、平成26年10月までに明文化され、大学ウェブサイト等により学生に周知が図られている。

なお、一部の研究科では、学位論文審査基準に「研究倫理を遵守して研究及び論文執筆がなされていること」を明記し、研究倫理に係る学位論文審査に当たっている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国際通用性を身に付けるための科目や上級者向けの英語クラスの開設に加え、平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択された「開発途上国・新興国をフィールドにした実践教育によるグローバル人材育成」による海外プログラムの増加や、日本学生支援機構の奨学金の受給枠の拡大もあり、単位の取得に結び付く学生の海外派遣数がこの5年間で急増（約6倍）している。
- 「鳥取学」「鳥取大学学」等の地域に根差した特色ある科目を開設し、また、平成25年度に文部科

学省大学COC事業に採択された「知の発展的循環プロセスの構築による地域拠点整備事業」を地域の市町村との連携で開始するなど、地方大学として地域を基盤とした特色ある教育を行っている。

- 農学部、農学研究科及び連合農学研究科は、学士・修士・博士で一貫した教育組織改編や指導体制、教育プログラムの改革を通して、より乾燥地科学に特化した教育体制を形成している。
- 農学研究科では、日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）」に採択された「乾燥地における統合的資源管理のための人材育成」及びその後継事業「鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-ITP）」により大学院学生を中国、イタリア、チュニジア、シリアに派遣している。
- 農学研究科及び連合農学研究科では、毎年度、研究指導の計画を研究指導計画書として明示し、学生への研究指導の結果として、研究指導報告書を作成している。
- 文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された「医療系テクノロジスト・セラピストを対象としたスキルアップ教育推進プログラム」「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」「獣医・動物医科学系教育コンソーシアムによる社会の安全・安心に貢献する人材の育成」「家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野における参加型実習の充実・強化」「乾燥地科学拠点の世界展開」「持続性社会構築に向けた菌類きこ資源活用」「乾燥地における統合的資源管理のための人材育成」等については、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、「地域で育てる周産期医療人の教育、勤務支援」「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」等を、文部科学省からの支援により実施している。

【改善を要する点】

- 成績評価に対する学生からの異義申立てが、教員と学生の一対一対応となっている部局があり、組織的な対応として不十分である。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

標準修業年限内卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率の過去5年間（平成21～25年度）平均値は、学士課程では工学部（68.1%及び86.6%）、修士課程・博士前期課程では地域学研究所（67.1%及び73.5%）、博士後期課程・博士課程の3研究科（49.5～61.6%及び60.0～82.6%）でそれぞれ低いものの、これら以外については、標準修業年限内卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率はそれぞれ81.7%以上及び89.5%以上の高い水準で推移している。なお、連合農学研究所は、基準4において述べたように定員を超える入学者がある中、標準修業年限内修了率が49.5%、「標準修業年限×1.5」年内修了率が60.0%と低いため、結果として現員数が収容定員の2倍を超える状況となっている。

休学及び退学者の割合は、学士課程では、それぞれ1.8%～5.2%及び0.3%～2.6%、修士課程・博士前期課程では、1.7%～16.7%及び0.9%～5.6%、博士後期課程・博士課程では、3.6%～33.9%及び0.0%～16.5%である。

学部・大学院において多くの学生が多様な資格（教育職員免許状、医師・看護師・臨床検査技師等、測量士補・技術士補、獣医師・食品衛生管理者・食品衛生監視員等）を取得しており、その中で各種国家試験の過去5年間の平均合格率は、医師：94.2%、看護師：98.7%、保健師：93.9%、助産師：92.6%、臨床検査技師：93.1%及び獣医師：95.6%であり、総じて90%以上と高いレベルにある。また、多くの学生が研究発表等により学会賞等を受賞している。

これらのことから、おおむね学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

全学共通科目については、平成21年度に実施された教育課程の改革の効果の検証、問題点の把握とその改善を目的に、平成23年度に「全学共通教育に関するアンケート」（学生回収率47.0%、教員回収率17.0%）を実施しており、教育グランドデザインの軸としている「人間力を根底においた教育」（知力・実践力・気力・体力・コミュニケーション力）について、「体力」を除いた各要素で約90%の学生がその重要性について肯定的に回答しており、修得度についても約60%の学生が「コミュニケーション力」及び「知力」が身に付いたと回答している。

また、平成22年度に1年次を対象に実施した「TOEICテストに関するアンケート」において、TOEICの受験が大部分の学生には英語学習への肯定的な動機付けとなっていると回答している。

各学部・研究科においても、学生の学習の達成度や満足度について調査しており、例えば、地域学部では、平成 21 年度に実施した学習達成認識に関する調査において、90%以上の学生が「レポート・論文の書き方」「文献・史料の利用方法」について、「よく身についた」と及び「ある程度身についた」と回答している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程では、医学部を除く 3 学部の「就職率+進学率」に対する過去 5 年間（平成 21～25 年度）の平均値は 85%以上の高い水準となっており、全学部の「就職希望者の就職率」に対する過去 5 年間の平均値は 90%以上の高い水準となっている。卒業後の進路の状況等の実績について、就職先は各学部の専門分野に関連する企業や機関が多く、進学先は大学院研究科が多い。

修士課程・博士前期課程では、「就職率+進学率」及び「就職希望者の就職率」に対する過去 5 年間の平均値は、地域学研究科の 76.3%を除き、3 研究科では 90%以上の高い水準となっている。修了後の進路の状況等の実績について、就職先は各研究科の専門分野に関連する企業や機関が多く、進学先は大学院博士後期課程が多い。

博士後期課程・博士課程では、社会人学生が多く在籍するため、「就職率」に対する過去 5 年間の平均値は修士課程・博士前期課程と比較すると低い水準となっているが、「就職希望者の就職率」に対する平均値は 90%以上の高い水準となっている。

連合農学研究科の留学生以外の就職状況については、国内の大学・研究所の非常勤研究員等の任期付の者や就職活動中の者の割合が目立ち、博士課程の学生が修了後すぐに安定的な教育・研究職に就くことが困難な全国的現状を反映している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

大学全体として、卒業（修了）生及び就職先に「鳥取大学の教育力アンケート」を実施しているほか、ホームカミングデーの参加者にもアンケートを実施し、教育成果の把握を図っている。海外で勤務している修了生が多い連合農学研究科を除いて、各学部・研究科でも同様のアンケートを独自に実施している。

平成 24 年度に実施した「鳥取大学の教育力アンケート」では、社会に出てから大学の教育成果として役立った能力・技術・知識等について、卒業生及び就職先の回答のいずれも、「感性や人間性の豊かさ」「礼儀マナー・協調性・責任感など集団生活に必要な社会性」「すべきだと思ったことを実践する姿勢」が上位を占めている。修了生の回答では、「論理的な思考力」「専攻した学問の体系化された知識」「問題を発見し解決する能力」が上位を占めている。一方、就職先の回答では、「組織や集団をまとめる統率力・リーダーシップ能力」や「語学などの国際化への対応能力」については、「もっと身につけておくべき」が「身につけている」を大きく上回っている。なお、平成 19 年度のアンケート結果と比較すると、論理力、実践力に関するいくつかの質問項目で、10 ポイント以上の増加を示している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、鳥取地区及び米子地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は鳥取地区が179,297㎡及び米子地区が66,974㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計156,625㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

施設の中核は、学士課程・大学院課程の教育を行う学部棟及び共通教育棟であり、講義室、演習室、実験室等を整備し、活用している。これらは、ほぼすべてで冷・暖房設備が整備され、暗幕、スクリーン、液晶プロジェクタ、音響設備等を設置し、良好な教育環境が確保されている。

耐震化率は97.9%（平成26年5月現在）であり、平成27年度の医学部総合教育棟の改修により、すべての耐震化工事が完了する予定である。

平成22年度に策定した「キャンパス・マスタープラン2010」に基づき、長期的な視点に立った施設整備・管理を推進している。

ユニバーサルデザイン計画によりバリアフリー化を推進し、キャンパス内の多数の建物にエレベーター、自動ドア、スロープ、多目的トイレ、構内歩道に点字ブロック等を整備している。

学生等の安全確保及び防犯対策として、セキュリティポール、防犯カメラ・外灯、IC学生証・職員証を利用した入館システム、自動体外式除細動器等の整備を進めている

学生のニーズについては、学生生活実態調査により把握するとともに、学生の意見を各学部・学生部で取りまとめて施設整備事業を充実する際の参考資料として活用している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備・活用され、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

「鳥取大学高度情報化推進構想」に基づき、総合メディア基盤センター、学術情報部及び情報委員会が連携してICT環境を整備している。

鳥取大学キャンパス情報ネットワークシステム（以下「TUINS」という。）を整備しており、教育用、研究用、事務用を運用している。学生及び教員は、共通教育棟、各学部棟、総合メディア基盤センター、附属図書館、大学会館で無線LAN及び有線LANにより教育用ネットワークを利用している。学生及び教員が利用できるシステムのアカウントは統一されており、学務支援システム、語学学習システム、統合e-learningシステム、演習端末、オンデマンドプリンタ、Webメールシステム等が利用できる。TUIN

Sを通じて、遺伝子解析ソフト、化学構造解析ソフト、統計解析ソフト等を配信するアプリケーション配信システムも導入されている。

また、平成 15 年度入学生から全員にノート型パソコンを必携することとしており、情報教育や英語教育等の授業において使用しているほか、講義レポートの作成や提出、修学上必要となる履修登録や自己の成績確認、授業料免除申請及び奨学金貸与の申込み等様々な用途で幅広く活用させている。

情報セキュリティ基本方針に関する規則及び情報システム運用基本規程を定めており、全学情報総括責任者として副学長（IT担当）、全学情報実施責任者として総合メディア基盤センター長を置いて、情報セキュリティ管理に努めている。

個人情報保護の取扱規則を定め、個人情報保護に関する職員の責務や具体的な取扱いを定めるとともに、教職員が学務支援システムで取り扱う学生の情報については、学務支援システム情報の取扱要項により個人情報保護に努めている。

ICT環境に係る学生のニーズを、学生生活実態調査により把握し、それに基づき改善を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

鳥取地区に中央図書館、米子地区に医学図書館を設置している。学術資料整備計画基本方針に基づき継続的に予算を確保しており、学生用図書、学術雑誌・電子ジャーナル、学術文献データベースを系統的に収集・整理し、学生・教職員へ提供している。

中央図書館は約 53 万冊、医学図書館は約 14.5 万冊の蔵書を有し、特に教育グランドデザインの根底としている「人間力」に関する図書を購入し、「人間力関係図書コーナー」の充実にも努めている。電子ジャーナル延べ約 11,000 タイトルを契約・提供するとともに、Web of Science（全分野）、SciFinder Web 版（化学系）、医学中央雑誌（医学系）等代表的な学術文献データベースを契約し、提供している。資料検索には「鳥取大学図書館OPAC検索サービス」を利用することができる。また、学生・教職員等の学術研究成果を電子的に収集・保存し、「鳥取大学研究成果リポジトリ」として公開している。

開館時間は、中央図書館、医学図書館共に、平日は 8 時 40 分から 23 時（休業期は、8 時 40 分から 17 時）、土日・休日は 9 時から 17 時（試験期間中は 9 時から 23 時）であり、閲覧座席数は中央図書館が 632 席、医学図書館が 225 席である。

資料の閲覧・貸出、文献調査・文献入手、相互貸借の手続きのほか、情報リテラシーの授業での資料検索方法の説明や個別講習会の実施等を通じて、学生の学習を支援している。

中央図書館は平成 21 年度に、医学図書館は平成 24 年度に、耐震改修を行っている。中央図書館はグループ学習室、多目的ルーム及び研究個室の設置、ラーニング commons の新設、集密書架の導入による収容能力の増加、閲覧席の増加等、医学図書館は個人学習スペースとグループ学習スペースの区分、集密書架の導入による収容能力の増加、閲覧席の増加等を実施し、学生の学習環境改善を中心とした機能強化を行っている。

学生のニーズへの対応については、平成 22 年 7 月に実施した利用者アンケート及び平成 24 年度学生生活実態調査の結果に基づき、2 度にわたって学生の利用時間の延長を行っている。また、学生を対象としたブックハンティング（書店に出向き、実際に図書を手に取って選書すること）や、学生と職員の協働によるビブリオバトル（参加者が本を持って集まり 1 人 5 分間で本を紹介し、最多票を集めた本を「チャン

本」とする、「知的書評合戦」を実施している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部棟、共通教育棟、附属図書館の耐震改修に合わせ、学生が自由に利用できるスペース（自習室、スタディールーム、グループ学習室、ラーニングコモンズ等）の充実を図っている。自習室等では、無線LANにより、インターネットへのアクセスが可能である。

留学生の語学等の学習支援として、地域学部棟2階に語学自学実習室を整備している。なお、在学学生を対象とした英語学習支援については、学内LANを利用したCALLを実施しており、利用可能な語学学習コースとして、「スーパースタンドコース」「スタンダードコース」「PowerWords コースプラス」「ライフサイエンス英語コース」「医学英語<基礎>コース」「技術英語<基礎>コース」「技術英語パワーアップコース」「ライティング<基礎>コース」「中国語コース」の9コースを提供している。

医学部では、平成24年度にベーシックシミュレーションセンターを設置し、学生が自主的にシミュレーション機器を利用して、治療技術を練習・学習することが可能となっている。同センターでは、専属のスタッフを配置し、シミュレーター室の管理及びシミュレーターを利用した臨床医学実習入門等の教育プログラム構築のサポート等を行っている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部新入生向けのガイダンス等については、4月に全学共通科目説明会、全学オリエンテーション、各学部新入生オリエンテーションを実施している。また、「学習相談会」及び「新入生ふれあい朝食会」の「学習相談コーナー」において、新入生からの相談を受けている。

学部在学学生向けのガイダンス等については、特に専攻・コース、研究室等の選択に関して、決定時期を考慮して各学部で実施している。

大学院新入生向けのガイダンス等については、各研究科で実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

各学部では、学年・学科ごとに担任の学級教員を置き、学生の学習相談、助言、支援を行っている。また、各授業科目にオフィスアワーを設定し、シラバスにより学生に周知を図っているほか、教育センターの教員が数学の補習授業を実施している。学生への指導助言制度として、学生相談室を設けている。各学部及び学生部の相談窓口も含め、指導助言制度について、入学時のオリエンテーション、大学ウェブサイト、電子掲示板の利用等により周知を図っている。

日常的な相談以外に学生生活実態調査や授業アンケートを実施し、学生のニーズの把握に努めている。

心身の疾患や障害のある学生に対する支援として、学生部で支援対象者を把握し、各学部及び保健管理センターと連携し、支援策を講じている。留学生に対しては、国際交流センターに留学生サポートデスク

(教員7人、事務職員5人)を設置し、留学生の学習、進学等の相談に対し、助言、指導を行っているほか、日本人学生によるチューターや日本語パートナーによる学習支援等を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生生活支援委員会において、課外活動及び学生自治会に関することについて審議し、その業務を学生部生活支援課が担当している。

サークル等の課外活動の支援については、学生部生活支援課が各サークルの顧問教員と連携して実施しており、大学が貸出物品の提供や活動経費の一部負担も行っている。特に、課外活動で高い評価を受けた者又は団体には、学長賞として表彰し、物品の援助を行っている。また、サークルリーダーの人材を養成するため、サークルリーダー研修会を毎年度開催しており、課外活動の在り方についての講演及び救急法講習を行っている。

合宿所(バードピア)及び艇庫の改修、文化系サークル共用施設床の改修、艇庫シャワー室新設等の課外活動施設の整備を順次行っている。

課外活動への支援に対する学生のニーズについては、サークル代表者と理事(教育担当)との意見交換会やサークルリーダー研修会等により、要望を聴取し、支援方針に反映させている。

平成23年度をもって医学部を除く学部の自治会組織が廃止されているが、平成22年度から、学生生活支援会を運営する学生が、学生のための学生支援組織「ガッツ」を立ち上げ、大学祭の運営、キャンパス駅伝、環境サークルへの物品提供等を行っており、平成25年度からは「風紋祭実行委員会」が大学祭の運営を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活支援委員会において、学生生活実態調査、学生の健康管理及び安全管理に関することについて審議し、その業務を学生部生活支援課が担当している。

学生生活実態調査専門委員会が中心となり、平成17年度から隔年で学生生活実態調査を実施して学生のニーズを把握しており、各担当部署が学生支援や学習指導等の改善方法を検討する際に活用している。

大学教育支援機構に学生支援センターを設置し、学生生活、学生活動に対する相談・支援や障害のある学生に対する修学支援等の充実に取り組んでいる。保健管理センターを鳥取地区(医師・相談員等7人)及び米子地区(医師・相談員等7人)に整備し、学生の定期健康診断、健康相談及び疾病、けが等の治療にあたるとともに、カウンセリングも実施している。

生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等の相談に対する指導助言制度として、学生相談室、ハラスメント相談、「学生の電話・Webによるメンタルヘルス・健康サポート24」(外部委託)を設け、オリエ

ンテーション、大学ウェブサイト、電子掲示板、鳥大サポート窓口案内カードの配布等で周知を図っている。ハラスメントを防止するための啓発活動として、学生生活案内の配布や、新入生向けのガイダンスでパンフレットを配布している。

キャリアセンター（教員1人、専門のキャリア相談員5人）において、キャリア教育、就職相談、就職支援を行っている。平成22年度から「キャリアセンター出張就職相談室」として、毎週各学部の就職指導室にキャリア相談員を派遣し、学生からの各種相談に応じている。

各学部においても、学生相談委員、就職相談委員、ハラスメント相談員を配置し、学生の生活相談、就職・進路相談及び各種ハラスメント相談に当たっている。

留学生に対しては、留学生サポートデスクにおける助言・支援、日本人学生のチューター配置による生活支援、留学生を対象とした就職セミナーや就職ガイダンス及び就職相談等を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生生活支援委員会において、奨学生の選考等、入学料及び授業料等の免除等、学生寮の管理運営に関することについて審議し、その業務を学生部生活支援課が担当している。

奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体のものがあり、適宜、説明会を開催し周知徹底を図っている。ほかにも「鳥取大学大学院エンカレッジ・ファンド」「鳥取大学正光奨学金」「授業料等奨学融資制度」、地域学部及び地域学研究科の「尚徳会奨学金」等により経済面の支援を行っている。主な奨学金の平成25年度の受給状況は、日本学生支援機構奨学金は2,999人、「鳥取大学大学院エンカレッジ・ファンド」は26人、「鳥取大学正光奨学金」は15人である。

入学料又は授業料については、免除又は徴収猶予の制度を設けている。

また、平成12年度に大学独自の「学生表彰制度」及び「優秀学生育成奨学金制度」を発足させ、平成17年度からは、関西方面での就職活動を行う学生の経済的負担の軽減を図るため、就職支援バスを毎年度運行している。

学生寮については、個室を完備した鳥取地区男子寮（122室）、鳥取地区女子寮（47室）、医学部学生寮（65室）を有している。

私費外国人留学生に対しては、鳥取大学国際交流基金を活用し、新規の学部留学生に入学一時金を支給している。また、選考により、新たに入学する留学生（大学院学生）に対する特別奨学金と私費外国人留学生に対する奨学金を支給している。工学研究科では、独自に私費外国人留学生へ入学料・授業料を助成している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館において、学生と職員の協働によるビブリオバトル（参加者が本を持って集まり1人5分間で本を紹介し、最多票を集めた本を「チャンプ本」とする、「知的書評合戦」）等の特色ある取組を実施している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育に関する全学組織として大学教育支援機構を設置し、学士課程・大学院課程の教育の改善及び充実等のための業務に当たっている。平成26年度には、同機構教育センターに高等教育研究開発部門を新たに設置し、授業アンケート分析、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、クォーター制や科目ナンバリング等の検討を通して、教育制度設計や教授法の研究開発等を行っている。

全学では、大学教育支援機構及び学生部において収集・蓄積した入学時データ（入試状況・成績情報等）、在学時データ（学籍情報、履修状況、成績・単位修得状況、休学・退学・留年状況等）、卒業時データ（卒業・就職・進学状況等）、各種調査（授業アンケート、学生生活実態調査、各種アンケート等）を機構内の各センターで分析を行い、その結果に基づき各委員会・学内会議において教育の改善及び充実等を行っている。教育に関する電子データは、学務支援システムに蓄積しており、理事（教育担当）がシステム情報管理総括責任者となっている。

常置委員会である評価委員会及び平成20年度に設置された大学評価室が中心となり、全学の教育活動の状況及び学習成果について自己点検・評価及び検証を行っている。平成23年度は大学院研究科、平成24年度は学部に関する自己点検・評価を実施し、各部局に改善を促している。

教育グランドデザインの軸としている「人間力を根底においた教育」（知力・実践力・気力・体力・コミュニケーション力）を実現するために、平成21年度に教養教育を全面的に見直し、学生参加型授業を重視し、全授業科目のシラバスに人間力の5つの要素のうちその授業で「涵養される要素」を明示している。さらに各学部教育においても、国内外のフィールドにおける実践型教育や、コミュニケーション力涵養のための特別なプログラムの導入に努めている。

各学部・研究科でも独自の体制で自己点検・評価に取り組んでおり、医学部総合医学教育センターには、学部及び大学院教育支援室を設置し、学部教育・大学院教育の在り方についての研究及び教育の質の改善を行っている。また、農学部附属共同獣医学教育開発推進センターでは、遠隔地間の共通授業科目のための情報通信技術を活用した授業方法や、学生・教員移動を伴う教育プログラムの開発等を行っている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

大学教育支援機構では、平成 21 年度のカリキュラム改革の効果の検証、問題点の把握とその改善を目的として、平成 23 年度に学生・教職員を対象とした「全学共通科目に関するアンケート」を実施している。当該アンケートの結果については報告書として取りまとめ、共通教育推進委員会で各教科集団の代表者等へ配布し、教育改善の資料としている。例えば、当該アンケートにおいて、その在り方について検討が必要とされた「特定科目」について、共通教育推進委員会及び教育支援委員会において検討を行い、その結果、平成 27 年度から「特定科目」を廃止するとともに、「キャリア科目」を新区分として設け、さらに、「主題科目」の中に新しく「世界と地域」「教養ゼミナール」の枠組みを設けることを決定している。

平成 15 年度から学生に対して授業アンケートを行っており、平成 23 年度からは学期ごとに年 2 回（中間期及び学期末）授業アンケートを実施している。アンケートの回答は、学生部で項目ごとに集計の上、評価平均点、グラフ及び自由記述の一覧表を作成し、各授業科目の担当教員に配布している。また、教育支援委員会委員長は、各部局長に所属教員の集計結果等を送付し、学部長は、アンケート結果の数値の低い教員に対して個別面談を実施し、改善を求めている。なお、アンケートの集計結果の概要は大学ウェブサイトで公表されている。

医学部では、独自に学生に対する授業評価アンケートを実施している。評価結果は、教育支援室で集計し、授業担当教員本人に集計結果を報告しており、医学部総合医学教育センターのウェブサイトで公表している。これら以外にも、各部局で学生の意見聴取のための多様な機会を設けている。

教職員の意見を聴取する多様な機会を設けており、例えば、平成 23 年度に、全教員を対象とした FD アンケートにおける教員からの提案等を事例集「授業改善の工夫」として大学ウェブサイトに掲載し、各教員が活用できるようにしている。また、平成 24 年度に、全教員を対象とした「英語による授業に関するアンケート」を実施し、この結果を教育支援委員会で報告している。当該アンケートにおいて、英語による授業を実施する場合に必要なサポート等に対する要望があったことを踏まえ、平成 25 年度からグローバル人材育成推進事業の一環として、英語で効果的に授業をするための教員向け研修を開始している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的な取組として、平成 25 年 3 月から 6 月に大学教育支援機構が、卒業（修了）生及び就職先等の関係者を対象に「鳥取大学の教育力アンケート」を実施している。アンケート結果は、学部・研究科ごとに分析を行い、実施概要や結果等についての取りまとめを行っている。

地域学部・地域学研究科では、平成 22 年度に地域学部卒業生の就職先に関する「卒業生の能力と現状に関するアンケート」等を実施し、また、工学部・工学研究科では、平成 23 年度に就職先企業及び修了生へのアンケートを実施し、農学部・農学研究科でも、平成 22 年度に卒業（修了）生の就職先に対して、卒業（修了）生の活躍度を調査している。

これらに基づき教育及び地域連携の質の改善を図っている。改善例として、学外関係者の意見を教育の質の改善・向上に活かした取組として、農学研究科におけるプレゼンテーション能力向上のためのネイティブ講師による「コミュニケーション英語演習」と「プレゼンテーション演習」の必修化や、連携教育の質向上のための農学部共同獣医学科設置が挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFD活動については、大学教育支援機構教育センターが企画立案し、教育支援委員会等で報告したうえで全学の教員を対象に、毎年度3～5回FD研修会やFD講演会等を実施している。

特徴的な取組として、平成23年度及び平成24年度に、大学教育支援機構の下に設置したワーキング・グループ（以下「WG」という。）「授業改善推進室」が、授業改善の一環として希望教員の授業を撮影し、その録画を基に実施教員とWGのメンバーで意見交換を行っている。本人を含め複数の教員による反省会を実施し改善に努めており、さらに録画した授業については、本人の了承を得た上で、FD関係の学内研修会等で活用している。また、平成26年度は学生の授業改善に向けた意見を反映させるため、新任教員FD研修会において、研修参加者が授業アンケート（中間）結果を持ち寄り、その活用方法等について議論を行っている。

平成25年度に実施したFD研修参加者を対象としたフォローアップアンケートには、FD研修による様々な授業改善事例が報告されている。これらのFD活動内容は、当該大学における教育方法改善の取組報告書『わかりやすい講義をめざして』に掲載され、全教員に配布されている。

各学部でもFDを実施しており、例えば、医学部総合医学教育センターでは、医学部FDワークショップ、FD講習会、FD講演会等を開催しており、全教員に対して3年に1回以上の参加を義務付けている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務職員、技術職員等（教育支援者）に対して、事務系新採用職員研修、事務系新採用職員フォローアップ研修、講習会等の全学的な研修等を実施し、学外で開催される研修会等にも積極的に参加させるなど、職員の資質の向上に取り組んでいる。

また、発達障害の学生への支援や対応について、教職員（特に学生生活支援委員会委員、学生相談員、学部及び学生部の学生支援関係職員）を対象に講演会や研修会を実施している。

TAに対して、全学共通科目に係るティーチング・アシスタントの取扱いに関する申合せ等に基づき担当教員が個別の指導を行っており、平成26年度から「鳥取大学ティーチング・アシスタント(TA)の心得」を採用時に学生へ配布している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部長が、授業アンケート結果の数値の低い教員に対して個別面談を実施し、改善を求めている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 77,893,723 千円、流動資産 12,338,497 千円であり、資産合計 90,232,220 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 21,132,159 千円、流動負債 10,270,835 千円であり、負債合計 31,402,995 千円である。これらの負債のうち、長期借入金 5,411,060 千円及び国立大学財務・経営センター債務負担金 5,871,154 千円の用途は附属病院関係であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 3,239,791 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用36,100,293千円、経常収益37,875,235千円、経常利益1,774,941千円、当期総利益は1,677,813千円であり、貸借対照表における利益剰余金15,998,211千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務部で素案を作成し、企画調整会議、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、役員会が承認した予算編成方針に基づき、予算配分を行っている。

さらに、戦略的経費として広報戦略経費、国際戦略経費、大型プロジェクト等支援経費、学長経費を設け、戦略的に取り組む施策等に配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、「キャンパス・マスタープラン2010」及び「設備マスタープラン」に基づき、計画的な配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務部によって作成された財務諸表、事業報告書及び決算報告書に、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を添付し、経営協議会及び役員会の審議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、内部監査課と連携して会計監査・業務監査・臨時監査を行うこととされている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査要項に基づき、学長直属の内部監査課が会計監査を実施している。

また、監事、会計監査人、内部監査課が定期的に意見交換等を行うなど、連携して業務に当たっている。

なお、監事が行う監事監査と内部監査課が行う内部監査は、一部を除いて共同して実施されている。それぞれの監査目的により監査内容の明確な区分を行うことが必要である。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等については、その実施の方式に改善の余地はあるものの、おおむね適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学の管理運営のため、学長の下、大学運営の重要な分野ごとに理事（5人）、副学長（4人）を置い

ており、さらに学長顧問（1人）を置いて、グローバル人材育成推進事業に係る調査、企画等を担当し、必要に応じて助言を行っている。

国立大学法人法に定められた教育研究評議会、経営協議会及び役員会に加えて、企画戦略会議（学長、理事、副学長、総務企画部長及び財務部長で構成）を置いて、大学運営に取り組んでいる。

事務組織については、学長の直属に内部監査課、事務局に総務企画部、財務部、施設環境部、学生部、研究・国際協力部、学術情報部を置き、各学部と乾燥地研究センター、附属学校部に事務部を置いている。事務職員（常勤職員）は、303人である。

危機管理については、リスク管理に関する規則、リスク管理ガイドライン、リスク管理体制に関する要項に基づき対応している。平成23年10月からは学長を委員長とする危機管理委員会を設置し、全学的に対応すべき緊急時の対応方針の決定、全学的なリスク管理対応状況の点検・確認、危機管理対策の企画立案を行っている。

科学研究費補助金等の不正使用防止については、不正防止計画推進室を設置し、相談窓口及び不正使用の通報（告発）窓口を設置するとともに、毎年度、科学研究費助成事業外部資金説明会を開催し、研究活動の不正行為、研究費の使用ルール、公的研究費の適正な執行について説明を行っている。生命倫理等については、遺伝子組換え実験安全委員会、放射線安全委員会、動物実験委員会、ヒトES細胞使用研究倫理審査委員会を設置しており、生命機能研究支援センターと連携し、各教育訓練の実施や関連施設等の安全点検等を行っている。また、平成23年度以降、計画的に養成された第一種衛生管理者を部局担当衛生管理者として配置し、職場巡視、局所排気装置の自主検査を行うなど、安全衛生管理を実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教授会、各種委員会等で教職員の意見やニーズを取り上げ、企画戦略会議、教育研究評議会、役員会等において審議・報告することにより把握し管理運営に反映している。また、毎年度学長が行う年始挨拶や研修会（新任教員、事務系職員対象）、各学部等に出向いて行う学長講話（所信表明）等の機会において、意見やニーズの把握に努めている。

学生の意見やニーズは、学生生活実態調査、理事（教育担当）とサークル代表者による意見交換会、学生（新入生）と学長との懇談会等により把握し、改善につなげている。

学外関係者の管理運営に関する意見としては、経営協議会の学外委員からの意見を大学運営に活用しており、「とっとりバイオフロンティアの産業構造への発展」に向けた取組の開始や学生への県内就職増に向けた県内企業情報周知の取組等の活用事例がある。また、地域教育の充実及び発展に資するため、教員の資質・能力の向上や教育上の諸課題に関して、毎年度鳥取県教育委員会と意見交換会を実施している。さらに、まちづくり・地域づくり、共同研究プロジェクトの推進等を目的に、毎年鳥取県内の自治体や企業等との意見交換会を実施している。

そのほかの取組として、大学全体や各部局において外部評価を実施し、外部有識者からの意見を聴取し、管理運営に活かしている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき、監事2人（常勤1人、非常勤1人）を配置している。監事は、監事監査規則により役員会その他重要な会議（経営協議会、教育研究評議会等）に出席し、業務監査から得られた結果に基づき、大学運営の改善について提言している。

監査業務としては、内部監査課と連携して、毎年度行う業務監査や四半期ごと及び年度決算時に行う会計監査の定期監査、監事が必要と認めた場合に行う臨時監査を実施し、当該年度の監査結果報告書を作成し、翌年度6月に学長及び役員会へ報告している。

学長は、指摘事項の改善に取り組むよう対象部局等に通知し、当該部局等は学長に改善計画等について報告している。学長は、改善計画等の報告を受け、「監事監査結果報告（概要）に係る学長回答」を作成し、監事に取組状況を報告している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営のための研修について、理事・副学長等は、国立大学協会の大学マネジメントセミナーや国立大学法人等理事研修会等を受講している。

また、事務職員は、国立大学協会の国立大学法人等部課長級研修、人事院の中国地区課長補佐研修等、学内の管理職研修、事務・技術職員人事評価評価者研修、労務管理に関する研修会及び副課長等研修等を受講している。平成24年度には、事務職員を育成することにより、大学の組織的基盤の充実強化を図ることを目的として、事務系職員の人事に関する基本方針を定め、事務系職員のキャリアパスを示すとともに、研修の体系化を行っている。研修の実績及び実施計画については、階層別・専門分野別に区分し、年度ごとに一覧を作成し、学内ウェブサイトで公開している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

評価委員会と大学評価室を中心として、自己点検・評価を実施している。評価委員会では、評価方針及び評価計画を策定し、自己点検・評価の実施並びにその結果の公表について審議している。

評価の実施計画として、中期目標期間の全学の計画、活動、点検・評価及び改善スケジュールと、毎年度当初に当該年度のスケジュールを立てている。

認証評価の受審に向けて、平成23年度は大学院研究科、平成24年度は学部に関する自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

平成3年度から自己点検・評価報告書『鳥取大学の現状と課題』を作成しており、第18号まで発刊している。

評価の根拠となる資料やデータについては、大学管理運営データベース（学内限定ウェブサーバ）で収集しており、評価業務や学内の情報共有に活用している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成 19 年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けている。また、国立大学法人評価委員会により、中期目標期間の業務実績評価及び各年度終了時の評価を受けている。

これら以外に、大学独自で平成 21 年度に当該大学の基礎をなす地域学、医学、工学、農学の 4 学問分野の教育研究活動とそれらを通じた社会連携活動について、各専門分野の学識経験者である外部評価委員により外部評価を実施している。平成 21 年度以降の取組として、地域学部、大学教育支援機構及び染色体工学研究センター等では、部局独自の外部評価を実施している。

医学部附属病院では、平成 21 年度に日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審している。また、工学部の 3 学科（土木工学科、電気電子工学科、社会開発システム工学科）では、J A B E E（日本技術者教育認定機構）により教育プログラムが認定されている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価、外部評価等の評価結果は、評価委員会、教育研究評議会、経営協議会、役員会に報告し、改善が必要な事項については、関連する部署において、改善に向けた取組を実施している。

自己点検・評価の具体的な改善例として、「大学院課程教育（修士課程、博士前期課程）に関する三つの基本方針」の策定、卒業生、修了生及び就職先に対する「鳥取大学の教育力アンケート」の実施、「ティーチング・アシスタント（TA）の心得」の策定等がある。

平成 19 年度大学機関別認証評価の結果で「改善を要する点」と指摘された入学定員の管理については、連合農学研究科博士課程においては高い入学定員超過率が続いているものの、他の部局では改善されている。

また、国立大学法人評価結果に基づく改善例として、障害のある者の雇用率の達成や旅費システムのチケット発券率の向上等がある。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 会計監査について、監事監査と内部監査が共同実施されているが、それぞれの監査目的により監査内容の区分を見直す必要がある。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の教育研究の理念、教育研究の目標、各学部・学科、各研究科・専攻の教育研究上の目的は、大学概要、大学案内、入学者選抜要項、大学ウェブサイト等で公表している。

大学の運営方針について、教職員に対しては、毎年度、学長が年始挨拶や研修会（新任教員、事務系新採用職員対象）で説明しているほか、機会を捉えて各学部等に出向き学長講話（所信表明）演説を実施している。また、大学の動きを伝えるため、学長室ニュースレターを発行し、大学ウェブサイトに掲載している。

学生に対しては、入学式や新入生オリエンテーション等において、履修案内及び学生生活案内等を配布し、学部の目的、理念、教育目標及び各学科の教育目標について周知を図っている。

受験生に対しては、学部説明会や高等学校訪問（模擬授業・入試ガイダンス等）、オープンキャンパス等において、学部・学科の概要や理念を記載したパンフレットや学部案内を配布している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

「学士課程教育に関する三つの基本方針」及び「大学院課程教育（修士課程、博士前期課程）に関する三つの基本方針」「大学院課程教育（博士課程、博士後期課程）に関する三つの基本方針」については、大学ウェブサイトに掲載し、学内外に公表している。

学生に対しては、入学式や新入生オリエンテーション等において、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を掲載した履修案内等を配布し、周知を図っている。

受験生に対しては、学部説明会や高等学校訪問（模擬授業・入試ガイダンス等）、オープンキャンパス等において、「学士課程教育に関する三つの基本方針」、学部・学科の概要や理念を記載したパンフレットや学部案内を配布している。また、入学者受入方針を入学者選抜要項に掲載し、周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法に基づき、自己点検・評価、大学機関別認証評価に関する情報及び教員ごとに論文・著書等の業績、研究分野・キーワード、専門分野・相談分野等をまとめた研究者総覧を公表している。

また、各学部・学内共同利用施設等でも、それぞれ自己点検・評価や外部評価に取り組んでおり、その

鳥取大学

結果を冊子や各学部・学内共同利用施設等の大学ウェブサイトで公表している。

学校教育法施行規則に基づき、大学の教育研究上の目的、教育研究上の基本組織に関する事、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事などの教育研究活動等の状況についての情報を大学ウェブサイトで公表している。ただし、公表されている情報の中には各教員が有する学位について記載されていない事例が多数見受けられ、改善が望まれる。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、業務及び財務に関する基礎的な情報（財務諸表、附属明細書、事業報告書、決算報告、財務報告書）及び評価及び監査に関する情報（監査報告）を公表している。

これらの情報は、大学ウェブサイトに掲載し、学内外に公表している。また、大学及び各学部・研究科ウェブサイト、留学生・外国人研究者等向けのウェブサイトは、英語版も作成されている。

これらのことから、各教員が有する学位について記載されていない事例が多数見受けられるものの、そのほかの教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学ウェブサイトで公表されている情報の中で、教員が有する学位について記載されていない事例が多数見受けられる。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人鳥取大学

(2) 所在地 鳥取県鳥取市

(3) 学部等の構成

学 部：地域学部、医学部、工学部、農学部

研究科：地域学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、連合農学研究科

関連施設：地域学部附属芸術文化センター、同附属子どもの発達・学習研究センター、医学部附属病院、工学部ものづくり教育実践センター、同附属電子ディスプレイ研究センター、同附属地域安全工学センター、同附属グリーン・サステイナブル・ケミストリー研究センター、同附属先端融合研究センター、農学部附属フィールドサイエンスセンター、同附属菌類きのこ遺伝資源研究センター、同附属動物医療センター、同附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター、同附属共同獣医学教育開発推進センター、医学系研究科臨床心理相談センター、乾燥地研究センター、大学教育支援機構（入学センター、教育センター、学生支援センター、教員養成センター、キャリアセンター）、総合メディア基盤センター、国際交流センター、生命機能研究支援センター、産学・地域連携推進機構、染色体工学研究センター、附属学校部（附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校）、保健管理センター、附属図書館

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 5,282人、大学院 1,034人

専任教員数：750人

助手数：0人

2 特徴

本学は、昭和24年に鳥取師範学校、鳥取農林専門学校、米子医科大学等の旧制諸学校を母体にした新制大学として発足して以来、着実な発展を遂げて今日に至っている。昭和40年には工学部が創設され、その後も学部への学科増設、大学院設置等による拡充整備を進め、現在は鳥取市と米子市（鳥取市から約100km）の両キャンパスに地域学、医学、工学、農学の4学部を擁する総合大学として精力的な活動を展開している。

本学では、平成13年度から「知と実践の融合」を大学の理念に掲げ、社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成、地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究、地域社会の産業と文化等への寄与の三つを目標とし

て、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「国際交流」及び「医療」の各分野で幅広い取組を実践してきた。

国立大学法人として活動の要となる「教育」に関しては、本学を構成する4学部・5研究科のそれぞれが、大学の理念及び教育研究目標に基づき、教育の目的や養成しようとする人材像を明確にして実践活動を展開している。今、社会的に最も求められている人材像は、知力・体力・気力・実践力・コミュニケーション力などの「人間力」が豊かであることと考え、「人間力の養成」に力を入れて、全学部、全学年を通じて教育を行っている。また、世界で活躍するグローバル化時代の要請に対応する人材を育成するため、メキシコ海外実践教育プログラム等を設置している。さらに、大学の社会貢献と併せて、地元の産業、医療、文化等と直結した地域連携による教育実践等に活動を展開している。

「研究」に関しては、教育に資する基礎的な研究を行うことはもとより、鳥取に根ざした地域研究から世界をリードする研究にまで発展した分野を有している。例えば、乾燥地科学に関しては、農学を軸にしながら社会医学やエネルギー工学領域との学際的な融合を図り、世界のトップレベルの研究を推進し、世界をリードする創造的人材の育成に大きく貢献している。また、染色体工学研究、鳥由来人獣共通感染症疫学研究、菌類きのこ遺伝資源研究等の特徴的研究を推進し、地方大学の自主性、自律性を発揮するためオンリーワンを目指した研究開発を行っている。

「社会貢献」に関しては、自治体・地域住民と連携した主体的な地域創成及び実践的教育による人材育成に尽力している。また、地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）により、「知の発展的循環プロセスの構築による地域拠点整備事業」を展開している。

「国際交流」に関しては、沙漠化防止に基軸を置いた「国際戦略構想」を掲げ、地域学・医学・工学・農学の分野で長年培ってきた教育・研究成果を結集し、グローバルに展開することにより、地域社会の持続的且つ安定的な発展のために世界規模で貢献している。また、グローバル人材育成推進事業により、海外における実践教育プログラムを実施しており、「教育の場を世界に求めた人材養成」を進めている。

「医療」に関しては、高度医療に対応した優れた人材育成に力を注ぐとともに、地元自治体との連携に基づいて諸施設を整備し、地域医療の拠点としての役割を強めている。

このように教育、研究、社会貢献、国際交流、医療の分野にまたがり、現場を重視した問題解決型の活動を展開して、高い評価を受けているところに本学の教育・研究上の優れた個性と特色がある。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

（本学の目的）

第2期中期目標における前文の抜粋は、以下のとおりである。

○中期目標の前文

大学の基本的な目標：教育研究の理念として「知と実践の融合」を掲げ、高等教育機関としての大学の役割である、人格形成、知識の伝授、能力開発、知的生産活動、文明・文化の継承と発展などに関する学術を教育・研究するとともに、知力のみでの教授ではなく、これを実践できる能力も養成することを旨として、以下の3つを教育研究の目標とする。

- 1 社会の中核となり得る教養豊かな人材の養成
- 2 地球的、人類的及び社会的課題解決への先端的研究
- 3 地域社会の産業と文化等への寄与

これらの全体目標に沿って、各領域において次のように目標を設定し、学長のリーダーシップの下に、その実現に取り組む。

- 教育：大学の使命と役割はまず教育であり、引き続き教育重視の方針を掲げ、特に、社会が求めている「人間力の豊かな人材の養成」に力を注いで、卒業時には学生に社会に適切に対応できる学士力を獲得させることを目指す。
- 研究：学術研究推進戦略に掲げる「持続性ある生存環境社会の構築」に向けて、基盤的研究を支援するとともに、本学の特色を活かして環境とライフサイエンス等の学際的研究分野の育成を図り、研究拠点形成を推進する。
- 社会貢献：日本だけでなく世界に役立つ研究等の成果を社会に還元するとともに、大学の知的財産を活用した地域産業の育成や地域教育の発展、地域の活性化に貢献し、地域になくてはならない大学を目指す。
- 国際交流：海外の大学、研究機関等との交流を一層促進し、交流協定の締結及び単位互換制度の導入による学生交流の実質化、共同研究の推進等を目指す。
- 医療：地域の中核医療機関として、社会に貢献し、患者に信頼される安全で質の高い医療を提供するとともに、将来を担う高度な医療人の養成と先進医療の研究開発を推進する。さらに経営をより効率化し、安定的な経営基盤の確立を目指す。
- その他の教育研究活動等：乾燥地研究センターの充実及び附属学校、学内共同教育研究施設等の組織体制の見直しを通じて、学内外の教育研究等が活発に行われる施設となることを目指す。
- 業務運営等：組織及び業務の見直しを不断に行い、効率的・機動的な大学運営を目指すとともに、全ての教職員の意識改革を図りつつ、大学の個性・特色を明確にして活力ある経営を目指す。また、競争的資金等の自己収入増、経費抑制に努め安定した大学経営を目指す。

（学部・研究科等ごとの目的）

学部・研究科ごとの目的は、以下のとおりである。

- 地域学部：地域の公共的課題を環境、文化、教育及び政策の4つの視点から教育研究を行うとともに、地域の持続可能な発展を担うことのできるキーパーソンを養成することを目的とする。
- 医学部：医学、生命科学及び保健学の専門知識・技術及び最新の理論の教育研究を行い、高度の知識・技術及び豊かな人間性と高い倫理観を身に付けるとともに、国際社会にも貢献できる創造性豊かな人材を養成することを目的とする。

- 工学部：人類の福祉と社会の発展に資するため、主として工学の分野における学術研究と教育を行うとともに、社会が必要とする技術を開発し、それを駆使しうる人材を養成することを目的とする。
- 農学部：「知と実践の融合」を図る取り組みのなかで、食料、生命、環境、獣医療等の領域に関する教育研究を行うとともに、豊かな人間性と国際的な幅広い視野と創造性をもって人類及び動物の生存と福祉に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 地域学研究科：各専攻は、地域社会の再生・発展に向けて、地域が抱える多種多様な問題を学術的かつ実践的に解決するための教育研究を行うとともに、地域政策、地域文化、地域環境、地域教育という個別専門領域に関わる高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 医学系研究科：生命の尊厳を重んじ、生命倫理を遵守しながら、地域特性を生かした最先端の医学研究とヒトゲノムに関する生命科学研究を発展させる人材を養成する。その研究成果は国際的に高く評価され、かつ医学の発展と人類の平和に貢献することを目標とし、得られた成果を広く地域社会に還元する。
- 工学研究科：博士前期課程は、萌芽的研究や開発研究を進めることができる高度な技術者及び研究者を養成する。博士後期課程は、高度な専門分野の研究能力と基礎学力を有し、研究者として自立した研究活動を行う能力、社会の要請に対応できる応用力、想像力を有する人材の育成を行う。
- 農学研究科：各専攻は、食料、生命、環境、乾燥地、エネルギーなどに関する深い学識を教授し、それぞれの専攻分野の幅広い高度な教育研究を行うとともに、広い視野に立ち人類の生存に関わる諸問題を解決できる高度専門職業人、又は研究者を養成することを目的としている。
- 連合農学研究科：農学及びその関連分野に関しての課題探究能力と豊かな学識、高度な技術を備え、国際社会に貢献できる教育者、研究者、技術者を養成することを目的としている。